

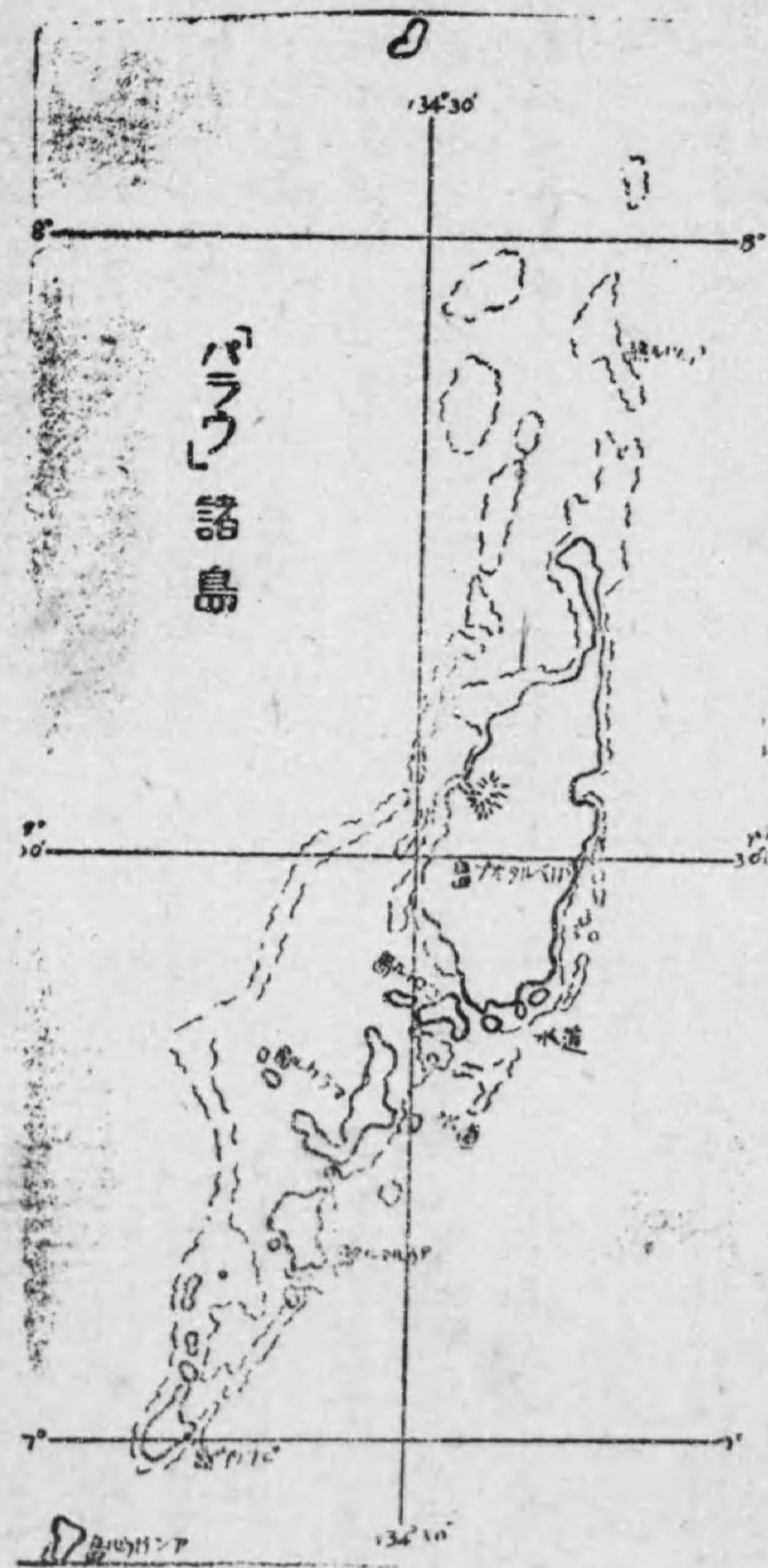
拔十米突餘中央低平にして、燐礦々田をなし、約百五十萬噸を算すと稱せらるゝも、未だ何等採掘設備なく、アングウル燐礦會社の採掘權内に置かれたるものなり。島の周圍港灣に乏しく、北東海岸は殊に暴風に暴露され、風波高く上陸地點は、僅かに東南部の一地點あるのみ、蓋しアングウル島の燐礦と雖も、毎年八萬噸内外の採掘を以てして、尙今後三十餘年にして盡くる所たるべきにより、今後設備施行の上は、又以て我が南洋の一財源たるに至るべきものとす。

第十七章

パラウ島誌

本島は北緯六度五十分乃至八度十分、東經百三十四度十分乃至、百三十四度四十八分に横たはり、主島バーメルタオブを中心とせる、一群の島嶼よりなる、從來西カロリン群島と區分し、別にパラウ諸島と稱したるものなるも、我が統治下に入りてより、總稱西カロリンの一部とし、パラウ民政區を定めたり。主島の外大島七、無人の小島二十餘を有し、南方にはコロール、ゴモテス、ヌガレコバサング、ヌガルゴル、マラカル、ウルクサベル、アウロング、アイルマルク、アイルタオブ、ピリリュ、アングウルの諸島、又主島の北方にはヌガレケクラウ及び、ヌガレグールの二小島あり、島地全面積實に四百五十平方基米にして、

マーシャル群島の全面積よりも大にして、クサイ、トラック、及びヤップの三島を合したるものと略同一面積なり、一島としてもボナベに次ぐ大島にして、経済的価値より見て、頗る有意味なる一群島と稱すべし。是等群島は地質學上火山列島に屬し、ヤップと其の趣きを異にし、亞細亞大陸の外廓を形成したるものと見るべく、近海の水深又頗る大なり。島内山地の高きものは、ヌガレコバサング島に、三百米、マラカル島に五百米、バーベルタオブ島には六百米突のものあり。島の周圍は他島と等しく、主に珊瑚礁を以て圍繞せられ、二三の通航水道によるの外、港内に入る能はず。本島には特に港灣と稱すべきものなく、コロール島の東側なる、コロール碇泊地は、本群島唯一の港と稱すべく、西方ウルクサールペ、北方ゴレル、アウラプターベルの三島あり、各二百呎内外の高地なるを以て、よく北西より至る風位を防ぐを得べし、又東方はアウガルベルの大礁あるを以て、又東方よりの波濤を止め得べし。水深三乃至十二尋あり、之



に次ぐ錨地はマラカル島のカラカル港とす、港内直徑一哩餘あり、西部は船舶の錨地に適ふ。

マラカル及びコロールの二島には、谿泉ありて水量豊富なり、蓋し本群島中十分なる谿泉を有するものは、本島並にポナペにして、其の他サイバン、ヤツブ、クサイにも小泉あれども、其の位置と水量とにより、十分なる利用を見難し。氣候は、温度に於て南方にあるに係らず、ヤツブ島よりも低く、雨量は略同じ、多雨季は六七八の三ヶ月にして、一月より三月下旬迄は乾燥期とす。

部落としては、コロールを第一とし、アラカベサン、マラカルの外、本島にはマルキヨク、アイライ等あり。本島民はカロリン族、即ちカナカ人種に屬すれども、尙軀幹の構造上、ヤツブ其の他の西カロリン諸島民と幾分の差あり、或はバプア、馬來族等の混血多きものならんか。島民は男女共半裸體にして、履物を用ひざること、他島民と一般、女子の腰蓑に於ても、ヤツブ島民と大差なし、

其の食料も亦同様にして、ヤム、タロ芋類、麩麩果、各種果實、魚貝、鶏、豚等にして、米は大に彼等の愛好する所なり。島民の性狀往時は、各部落間に争鬪盛にして、中に慄悍なるものありしが、現時は外人の征服により、表面従順なれども狡猾なり。風俗の淫卑なること、他群島民と差なく、婦にして尙其の夫を變ずること、日常事にして、姦通の如きは、敢て問題たらざるものあり。獨領時代にありては、宣教師の感化を受け、獨逸語を修得せしめられ、其の他、手工、地理、唱歌の類を學び、今も尙其の手工方面に於ては、群島中第一の評あり。會長は島民の公選に依るものにして、コロール島に、アイバドル、マルキヨクに、アリクライと稱する、世襲二大會長ある外、全島に於て六名の會長あり、二大會長の下にありて、各部下の島民に對し權威を有し、目下村長として島治の補助をなす。從來は若し會長にして缺員ある場合、部落民の希望決定する女子會長をも、選出するを得たる風あり。相續の點に就ては、獨り群島中、ヤツブ

島にありて、我が國情に似たる、父子相續を見るの外、バウラ島に於ても他の群島各島と等しく、實兄弟より、始めて實子長幼の順に入る、一般に女尊男卑の風頗る甚しく、女子の沐浴時の如き、其の側路を行くも、女子の許可なき限り、之を通過するを得ず。

本群島に於て、特に珍奇とする所とは、女子の文身流行盛にして、破瓜期に達する時は、局部に文身するの奇風あり、之によりて惡臭を防ぐとの迷信あり、要するに本島に限らず、斯る未開の地に於ける、迷信的行爲は枚擧に遑あらず、本群島各地に於ける此の種のもを綜合するも、十分内容豊富なる一本を編纂し得べし。男子間には老、中、幼の三組合ありて、各組合とも獨有の合宿所（アバイ）を有し、男子七八歳に至るや、既に幼年組合のアバイに入る、此の集會所は舞踊、酒宴の場所に用ひられ、又密會、野合を演ぜらるゝ所なり。各島一種の（Allmen hous）を有すれども、本群島に於けるものを、最大美麗なるものと

す。女子の爲め月經所の設備あること、ヤップ島に同じ。女子の破瓜期は、一般カナカ族に等しく、大抵十一二歳にして、十三四歳に至り、處女なるもの殆んど皆無と稱すべく、結婚は自由結婚と同様にして、十二三歳を婚期とす。男女間に婚約なれば、之を兩親に告げ、親戚立會して、其の式を擧ぐるを常とす。本群島には、往時よりの固有宗教ある外、現在殆んど無宗教に近く、耶蘇教も僅かに、獨人宣教師居住時に於てのみ之を見たるも、爾來全く廢止となり、他島島民の如く宣教師の駐在を欲する狀なし。

本島の貨幣はヤップの夫と相違し、其の形寧ろ小にして、大抵三角形狀をなし、幅五六分、長さ三寸位とし、色は青、赤、黄、黒等あり、其の材料は寶石類、瀬戸物、硝子、瑪瑙等にして、之等は貨幣と稱するよりも、寧ろ吾が骨董品に近し、ヤップ島に於けると同様、購買に使用すること殆んどなく、共同財産地の買収、或は往時戦後の賠償等に、使用せられたるものなり、其の種類約十

種ありて、各其の價値に差異あり。

本島は木材類に富むこと、我が南洋第一と稱すべく、建築用材として、マンガロープの如き、他島に見ざる偉大なるものあり。此の外日本の朱檀に類せる、アラス、黒柿に似たるバッドリール、ドルトと稱する、鐵木の一種、カノの材料、又は床柱、卓子に用ひらる。アブタカス、日本のイチビに類したる、カルヌル等、長きは二丈餘、幅三尺内外の良材あり。バラウ南半面を中心とし、之等の雜木密林あり。

其の他の産物としては、アレガウル、ビクリユウの燐礦を除き、各種果實、高瀬貝、蝶貝、玳瑁、椰子果を始めとし、所謂熱帯果實多し。殊に本島は高瀬貝、蝶貝、及び玳瑁の産多く、我南が南洋第一と稱せられ、二種の貝類は卸材料として盛に内地に移出せらる。

ビリリユウ燐礦は、未だ何等採掘設備なきも、アングウル、ファイイスに次ぐ

の産額を有すと稱せらる、アングウルに關しては、別記島誌に之を譲る。

我が民政署、郵便所、電信所、學校等何れも、コロールにあり、此の外南貿支店、南洋産業、南洋殖産等の各社を始めとし、個人經營のもの數人あり、詳細は本群島内企業家表を參照せられたし。

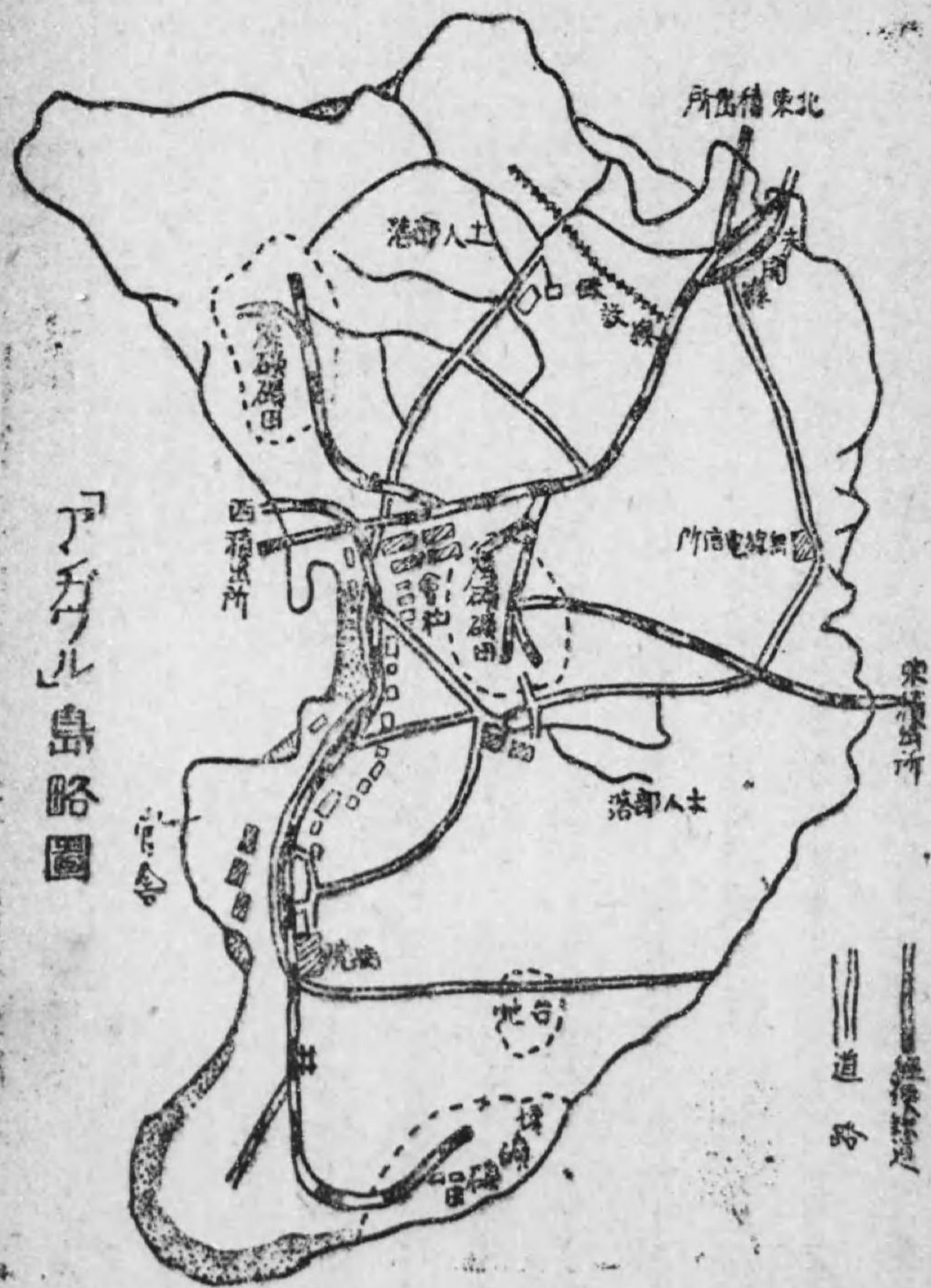
本群島は本群島の、最西南部に位しあれども、將來我が南洋の一重要地と見做され、近く防備隊司令部の所在地たるべく、民政廳のサイパンを根據とするものに對し、意義を有するものにして、將來の發展は之に伴ふのみならず、産業上より見ても過眼しすべからざるものとす。

第十八章

アングウル島誌

アングウル島は、バラウ群島の南端に位し、ビクリユ島と一海峡を隔つるのみ、南北四基米、東西三基米半、海拔三十乃至四十米突の、扁平なる小島にして、島の周囲波浪高く、然も海岸は二十呎以上の絶壁をなして、海底に急下し、船舶の投錨困難にして、僅かに東、西、北東の三方面に、各一つの港地を認めれども、水深浅く、三四十噸の汽船と雖も、投錨困難にして、主に獨領時代に設けたる、燐磺積載用二棧橋下に漂泊するのみ。

氣候は一二の兩月を乾燥期とし、他の期節は雨量十分なり、一年を通じて大體バラウ島に等しく、若干暑熱強きかの差あり、島上草木密生し、殊に島に比



アングウル島略圖

し大樹多く、ババヤン樹類多し。

住民はバラウ島民と大差なし、只本島ありしも、外人に接觸すること多きため、貨幣の價值を知り貯蓄心あり。部落は中、北の二村に分れ、各一つの集合所を有す。風俗一般にバラウ、ヤップと大差なく、淫風盛にして、男子を知らる女子は、足、股、臍下等に文身を施すの奇風あり、女尊男卑は他島民と同様なり。

食物は南京米を愛好する外、椰子果實等を食用す。本島は初め、バラウ島同様獨逸支政廳を置かれたるものなるも、千九百十三年十一月之を廢し、バラウ支政廳管下に置かれ、島地殆んど全部は、獨逸南洋燐礦株式會社所有に屬し、住民も約全部は其の使用人とし、會社代表者は、獨逸官吏の駐在するものなきため、一般島治は委任せられ、村長を利用して、村治を補佐せしめ來れり、我が占領以後は、海軍省直轄とし、臨時南洋群島防備隊、アングアル採礦所を置き、所長には、海軍主計官を以てし、現時も尙行政官の駐在なし。

島内全部之れ燐礦と稱し得べく、大略三方面に礦田あり、其の量約三百萬噸と稱せられ、毎年七八萬噸を採掘しつゝあり、各層半米突乃至六米突の、厚さあり、島路の各所に通ずる機關車トロあり、運搬に便せしむ。島民労働者の外、ヤップ島、及びトラツク群島中より、毎年交代労働者を送り、其の外支那、及び少し許りの邦人あり、採掘労働使用人は、現下約四百五十人を算す。島内産物としては燐礦の外舉記すべきもの全くなし、官衙等は、採礦所の外、海軍郵便所、並にバラウ島民學校アングアル分校あり。元來本島はバラウ民政區管に屬するものにして、島誌として別記するの要なきものなれども、我が南洋の財寶たる燐礦産地なるを以て、特に此の項を設けたるのみ。今本島の燐礦見積高を三百萬噸とし、獨領時代大正三年迄に、採掘されたる量を三十萬噸とし、以後毎年八萬噸の採掘ありたりとして、大正九年度迄に約五十萬噸なり、故に殘額約二百二十萬噸なるを以て、今後三十年を出てずして、本島の生命は終局

に至るべきものとす、従つて其の質、量に於ても、劣等と稱せらるゝは、アイ
 ス、ビクリユ一、二島の燐礦採掘設備を要すべく、蓋し我が南洋の生命は、椰
 子果實と此の燐礦を除きては、全く皆無と稱すべきを以てなり。所謂表南洋と
 相違し、其の内容貧弱なるを以て、本南洋施政企業兩方面とも、茲に見て其の
 方案を定むるを要とす。

第十九章

群島内企業家表

本群島企業家と稱するものゝ中にも、或は企業に従事せるあり、或は未だ着
 手せざるものあり、又は一面企業家と稱するよりも、普通商事者と稱する方當
 れるものあり、其の邦人なるあり島民なるものあり、或は外人なるものあり、
 今之を其の種類によりて區分し、名稱、所在地とを別記すれば左の如し。

大正八年輸出貨物表

品名	民政區別	サイパン	パラオ	ヤップ	トラツク	ボナベ	ヤルート	計
コ	ブ	ラ						
		三、〇九三噸	一、三三四噸	八二四噸	一、一五五噸	一、二二六噸	三、三三三噸	六、七六六噸
椰子	實	三、〇九三噸	一、三三四噸	八二四噸	一、一五五噸	一、二二六噸	三、三三三噸	六、七六六噸
象牙椰子	實				二、九四〇個		三、〇七三個	二、九四〇個
					四九個		三、〇七三個	三、〇七三個
						五、三三三噸		五、三三三噸

品名	民政區別	サイパン	パラオ	ヤップ	トラツク	ボナヘ	ヤルット	計
米	穀類	八七、九三二	一一、五九〇	二、七七一	一五、四〇六	二六、六三五	五二、二五〇	一九五、五八七
穀物、麥粉、澱粉、麵粉類		一〇、四三三	二、六二八	一、一四九	一、六五八	二、八五六	二九、一三七	四七、八四〇
肉類、魚類、果實、及罐詰		一六、一三〇	三、九六六	四、五五五	一一、五九三	一七、一七五	三六、四六五	八九、八九〇
其他調味品		四八八	二六二	四〇七	七九九	一、二四〇	九四九	四、一四四
茶咖啡ココアチョコレート等		二、〇八二	一	二五一	五、一六九	六二五	一八、八二七	二六、九五〇
砂糖		一九	四六九	五七二	二六〇	四九八	二、八九五	四、七二三
香料及原料		二〇、二八八	二、〇一四	二、七一九	一一、一七三	一〇、九七七	一四、八五四	五一、九六五
日本酒、各種酒精飲料		一、四七三	一四二	一、一九一	一、〇六七	一、一七二	四、九三二	一〇、五六四
墨汁、鏡水、其他非酒精飲料		四、三五六	三、三二一	五、三五五	三、五四一	二、八三五	一七、六三一	六六、九二九
煙草及煙草製品		一	一	一五四	八〇七	二八六	二、八二五	四、〇六二
毛皮革、甲殼、護膜及其製品		二、七八四	四三九	二、〇三〇	三、三二七	一、三八四	三、六三三	一三、七七七
油脂蠟及其製品		二、七八四	四三九	二、〇三〇	三、三二七	一、三八四	三、六三三	一三、七七七

大正八年輸入貨物表

一、表中數字の右側は數量にして左側は金額なり。
 二、本表中濠洲への輸出額は四萬八百七拾五圓にして其の他は總て内地への輸出なり。

備考	合計	カヲオ	麻	砂糖	實綿	縲綿	鹿皮	牛皮	海參	高瀨貝	兜貝、シヤコ貝	鼈甲	古鐵類	及古船具類	貨幣	雜品	合計	
	五二、九〇六	一〇五、四七九	一〇、三三〇	一〇、八三三	一、八三三	七、四三九	五、五七	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
	八四、八二	七〇、四〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
	一五、一七六	五、七四四	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三
	二〇三、五四四	六五、四〇〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
	一八四、九六一	五、九六一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	三〇八、一七七	八〇五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
	九八五、八四六	六、七七四	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

カラオ麻	製		貿船					販物							
	砂	糖	易業船					賣業品							
南洋纖維工業株式會社	東洋製糖株式會社	南洋殖産株式會社	西村折殖株式會社	英國バンスフキリア會社	圖南株式會社	米國アトキンス、クロール商會	南洋貿易株式會社	香取修平	同	同	同	同	同	同	同
ボナベ	ボナベ	同	サイバン	ヤルイト	ヤルイト	サイパン	メツラ	ボナベ	同	同	同	同	同	同	同
ボナベ島製造所十六ヶ所事務所一ヶ	ボナベ島	サイバン島三ヶ所、テナアン島一ヶ所	サイバン島三ヶ所	ヤルイト民政區内	ヤルイト民政區内	サイパン、ヤルイト兩民政區内	パラオ、ヤツブ兩民政區内	サイパン、トラツク、ボナベ三民政區内	ナムリツク島	メジエロ島	ヤルイト島	アイルツク島	メジチ島		

販物												
賣業品												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
アウガシト	レガヤアギル	マタウブ	アルバアト	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ	チヨニ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
マロエラツブ島	マウル島	ヤルイト島	アルノ島	アイリシラブラブ島	エボン島	エボン島	エボン島	エボン島	エボン島	エボン島	エボン島	エボン島

栽		培													
纖維植物	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖
糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖
南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社	南洋産業株式會社
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
パベルダオブ島マルキヨク村官有地十町四反三畝歩	パベルダオブ島ガラルド村官有森林二百六十六町五反二畝十九歩	ボナベ島ジヨクシバルキール及キチー村一部官有森林原野約六千二百町歩	ボナベ島字ナツト、サ、マタラニム及キチー村官有森林原野約八千二百二十八町五段七畝十八歩	バガン島官有森林五千九十四町歩	サイバン島オレイ外二字官有椰子林四十四町四段八畝十三歩	同島字バアパコ官有森林五百坪島民有地二町五段歩	パカン島ラゴオ官有森林三町歩	金曜島オオイタ村私人有地四町五反歩	ボナベ島ナツト村マタラニム村官有地十町歩	ボナベ島キチー村島民有地二町五反歩	同島ナツト村島民有地十町歩	同島ナツト村島民有地十町歩	同島ナツト村島民有地十町歩	同島ナツト村島民有地十町歩	同島ナツト村島民有地十町歩

栽		培													
椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子	椰子
南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社	南洋貿易株式會社
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩	同島アンガツカ官有森林三町三段三畝十歩

栽培		栽	
甘蔗、薯蓣、玉蔬			
同ホセイ、デ	同	同	同島マンガツカ官有森林一町歩
同ピセントカ	同	同	同島マトイス官有森林一町五反歩
同マホセイエス	同	同	同島クドーガス官有森林二町一畝二十歩
同トマサビジ	同	同	同島チャラレドンネ官有森林八反九畝二十五歩
同ルイスバラ	同	同	同島サカジャ官有森林二反三畝歩
同アントニオ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反九畝歩
同イナシヨコ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反九畝歩
同マリアノデ	同	同	同島ゴリアン官有森林四反四畝歩
同アントニオ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反一畝歩
同アウレリオ	同	同	同島マアンコ官有森林六畝歩
同ホセイデト	同	同	同島フンタ官有森林四反二畝歩
同マノエルデラ	同	同	同島サカアジャ官有森林六反五畝歩
同フランシス	同	同	同島サイヤーガイ官有森林三反一畝歩
同サンミゲル	同	同	
同イスリサマ	同	同	

栽培		栽	
甘蔗、薯蓣、玉蔬			
同ホセイ、デ	同	同	同島マンガツカ官有森林一町歩
同ピセントカ	同	同	同島マトイス官有森林一町五反歩
同マホセイエス	同	同	同島クドーガス官有森林二町一畝二十歩
同トマサビジ	同	同	同島チャラレドンネ官有森林八反九畝二十五歩
同ルイスバラ	同	同	同島サカジャ官有森林二反三畝歩
同アントニオ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反九畝歩
同イナシヨコ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反九畝歩
同マリアノデ	同	同	同島ゴリアン官有森林四反四畝歩
同アントニオ	同	同	同島グワグサルオ官有森林一反一畝歩
同アウレリオ	同	同	同島マアンコ官有森林六畝歩
同ホセイデト	同	同	同島フンタ官有森林四反二畝歩
同マノエルデラ	同	同	同島サカアジャ官有森林六反五畝歩
同フランシス	同	同	同島サイヤーガイ官有森林三反一畝歩
同サンミゲル	同	同	
同イスリサマ	同	同	

栽培植物	栽培										
	甘蔗、糖 草、蔗菜	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類
山口平三郎	林貞治	松室寅吉	山崎留次郎	田邊金太郎	松室寅吉	宮内周助	大島龜互	島民ワクリヨ	ワキンカマチヨ	南洋貿易株式会社	島ホセイカマチヨ
バラオ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ボナベ	サイパン
反三畝歩	同島フィナミス官有森林五町歩	同島アラデオングワカ官有森林二町六反六畝二十歩	同島アスリート官有森林一町歩	同島宇チヤランドンネ、ヘシコル官有原野四十町歩	同島アラデオングワカ官有森林三反三畝十歩	同島バアベコ官有森林一反六畝二十歩	同島タロホ官有森林一反六畝二十歩	同島アツプロ森林二町八反二畝歩	サイパン島宇チヤランバウ官有森林一反六畝二十歩	ボナベ島コロニヤ町官有地一町歩	サイパン島チヤランマンコエンニヤ官有森林一町五反十一歩

栽培植物	栽培										
	甘蔗、糖 草、蔗菜	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類	椰子、甘 蕉、芋類
黒田富治	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
湯浅幹	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
島田和作	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同島カナルダットン官有林一町五反歩	同島マナナーナ官有森林一反二畝歩	同島レヂス官有森林二反歩	同島レヂス官有森林三反二畝歩	同島レヂス官有森林二反歩	同島バテンゴグイ官有森林二反歩	同島アガエル官有森林九反二畝歩	同島マツプロ官有森林四反六畝歩	同島マツプロ官有森林四反六畝歩	同島マツプロ官有森林四反六畝歩	同島マツプロ官有森林四反六畝歩	同島マツプロ官有森林四反六畝歩

第二十章

旅行者移住者心得

本群島は近く委任統治の條項に依りて、純民政を布くに至るべきも、目下尙我が海軍官憲の下に、民政統治を行ひつゝあり、従つて本邦民並に、海外國民にして、本群島に旅行又は移住せんとするものは、先づ我が海軍當局に向つて、海航許可を受くるを必要とす。

而かも目下交通船と稱するものは、所謂海軍省の命令航路とも云ふべく、之が便乘に就ても、許可證を要するものにして、本群島に海航せんとするものは、手續上之の許可を受くるものとす。

現時行はるゝ交通船航路に二つあり、何れも郵船會社所屬のものにして、各

三千噸級の貨物船、或は半客船なり。其の一は横須賀を起點とし小笠原、サイパン、トラツク、島に寄港の後東方群島、即ちポナペ、クサイを経て、ヤルソト島に到り、復航は全く往航に同じ、其の二はトラツク島迄は、第一交通船と同様にして、トラツク島より西行し、オレアイ、ヤツブ、バラオ、島を経てアングウル島に至り、復航全く往航と同じ、此の二線は各々一航海、即ち横須賀軍港を出て、内地門司港に歸着する迄、約六十日にしてサイパン、トラツクの二島は大抵約三十日目毎に、内地との連絡を有すれども、東西二方面の諸島は、六十日毎に連絡あるのみ。其の他の離島に至りては、幹線交通船の寄港なきを以て、主に各商會社の帆船によりて、交通線寄港地との連絡をとる。

然かも此の交通船なるものは、一港に長くも四日、短きは入港の翌日出港するものなれば、渡航者は豫め其の行動計畫を、之によりて作るを要す。若し一島に上陸の上、調査其の他用務あるものは、其の船の復航を待つて、再び之に

便乗歸航せざれば、少くも其の上陸地に六十日間の滞在を餘儀なくせらるゝものと、豫定せざる可らず、其の不便蓋し想像に餘りあり。

目今本群島の何れの港灣上陸地にも、旅館と稱すべきものなく、只サイパン島に山口屋なる飲食店ある外、パラオ島に中野旅館なる廢業に近きものあり、懇請すれば時に旅宿をなし得れども、一般に官憲以外の人は、交通船内に宿泊するものとす。故に上陸調査等の用務ある者は、特に官憲の周旋によりて、島民家屋に宿泊するの外なく、従つて寢具其の他の輕裝準備をなすの要あり。既述せるが如く南洋群島は、何れの期も八十度以上の室内温度を有するを以て、簡單なる蚊帳の外、毛布二三枚を携帶すれば、大抵の場合何等の不自由なし。又一航海六十日内外を要するを前提とするものなれば、襦袢寢衣は勿論和洋服類に至る迄、十分之を用意せざれば、洗濯商なき土地として、案外の苦痛を感ずることあり。本邦出發前得べくんば、南洋所在の各商事會社本店に就きて、紹介を求め、之によりて南

洋諸島滞在時は、其の支店又は出張所に宿泊の便を受くるを適當なる處置とす。尙移住者は目今單獨之を見ざるも、其の雇傭なると單獨なるとを問はず、生活上の最要件たる、米其の他の食料供給の道を、十分に攻究せざる可らず。蓋し邦人商店に付て、之を求むるの外道なき所なるにも係らず、時に交通船の支障等によりて、群島内官憲を除きては、殆んど米類の皆無となることあり。酒類煙草其他の日用品と雖も、勿論常時求め得べきものに非ず。一般に内地に於けるが如き感念を以て、彼の地に渡らば、其の不便苦痛蓋し夢想し得ざるものあり。現在に於ける移住者なるものは、各企業會社と雇傭關係を有するものなるが故に、生活上必要物質の供給を、其の會社より受けつゝあれども、日用品の如きはなるべく、内地より十分に携行するを得策とす。蓋し彼の地の物價は、逆も内地人の豫想し得ざる高價なるものにして、貯藏し得べき品質のものは、之を内地より求め置くを便とすべし。

一般渡航者に對し、尙一二の注意を記せば、現行渡航規則なるものあれども、近く改正せらるべき性質のものなれども、茲に別表を添記すべし。

要は彼の地の上陸に際し、歸朝旅費に相當する金額所持を必要とするのみ、詳細は海軍省軍務局南洋部に就て知るを可とす。

尙群島内旅行に就ては各民政署所在地の病院の設備あるを以て、差したる醫藥の携帯を必要とせざれども、一般旅行用藥品は用意するを可とす。又既述せるが如く本群島は一般に雨水を飲料とし、且つアメラバ性赤痢の、四季を通じて發生する所なるを以て、煮沸水以外の飲料をとらざる様注意すべし。直接島民より物品を購買する時は、一般通貨の外に化粧、洗濯の兩石鹼類、卷煙草を以て、之を求むる方遙に彼等の歡喜を見るべし。之れ彼等島民が生活上に、金錢を要する事少きに反し、之等の物品を購入するの高價にして、且つ至難なるものあるに依る。

南洋群島渡航者及び居住者取締規則

第一條 南洋群島ニ滞在又ハ、居住ノ目的ヲ有スル渡航者ハ、一定ノ目的ト左記條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

(イ) 單獨渡航者ハ上陸ノ際、金百圓以上ヲ所持スルコト、但シ其ノ家族婢僕ニ限り、別ニ本所持金ヲ要セズ

(ロ) 團體渡航者ニアリテハ、其ノ團體ヲ統轄代表スルニ足ル、資力並ニ權限アリト認ムベキ統率者ノアルコト、單獨渡航者ニアリテハ、群島内ニ居住スル内地人ニハ、軍政廳ニ於テ適當ト認メタル、身元保證人アル場合ニ限り、其ノ保證者ヲ以テ、前項第一號ノ所持金ニ代フルコトヲ得、

第二條 南洋群島ニ滞在、又ハ居住スルモノハ、其ノ本籍(外國人ニアリテハ其ノ國籍ト出生地)氏名、族籍、生年月日、職業、滞在又ハ居住及ビ戶主、家族、同居人、使用人、使用人ノ區別並ニ滞在及ビ、居住ノ場所ヲ具シテ、

三日以内ニ所轄軍政廳ニ届出ズベシ。

第三條 滞在又ハ居住者ニシテ出生、死亡、轉居其ノ他第二條ノ届出事項ニ異動ヲ生ジタル時ハ、三日以内ニ所轄軍政廳ニ届出ズベシ。

第四條 外國人ニシテ滞在又ハ居住ノ場所ヲ移轉シ、若クハ旅行セントスル時ハ、所轄軍政廳長ノ許可ヲ受クベシ、但シ所轄民政區以外ニ涉ル場合ハ司令官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。

第五條 第二條乃至第四條ノ届出、又ハ願出ハ家族同居人、使用人ニアリテハ、戸主、世帯主又ハ傭主ヨリ、戸主、世帯主死亡ノ場合ハ、其ノ家族同居人又ハ使用人ヨリ此ノ手續ヲナスベシ。

第六條 滞在又ハ居住者ニシテ治安ヲ害シ又ハ風俗ヲ攪亂スル等ノ虞アリト認ムル時ハ所轄軍政廳ハ司令官ノ許可ヲ經テ、滞在又ハ居住ヲ禁止スル事ヲ得。

第七條 前條ニ依リ、滞在又ハ居住ヲ禁止セラレタルモノハ、最近船便ニテ南

洋群島ヲ退去スベシ。但シ正當ノ理由アリト認めラル、時ハ、所轄軍政廳長ハ相當期間ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得。

第八條 滞在又ハ居住禁止ノ命ヲ受ケタルモノ、改悛ノ狀顯著ナル時ハ、所轄軍政廳長ハ處分後、六ヶ月間ヲ經過シ、司令官ノ許可ヲ經テ、其ノ命令ヲ取リ消スコトヲ得。

第九條 第一條ノ規定ニ違反シタルモノニ對シテハ、所轄軍政廳長ハ上陸ヲ拒絶スルコトヲ得。

第十條 正當ノ事由ナクシテ、第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ、拘留又ハ科料ニ處ス。又第四條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十一條 第七條ノ規定ニ違反シ、退去セズ又ハ第八條ニ依ラズシテ、再南洋群島内ニ渡航シタル時ハ、六ヶ月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十二條 本規則ハ公務ヲ帶ビ渡航スル者、及ビ島民又ハ之ニ準ズベキ者ニ之

ヲ適用セズ。

第十三條 本規則施行ニ關シ、必要ナル規定ハ軍政廳之ヲ定ム、以上
次に南洋渡航に要する、各地迄の航海日數及び、船客運賃表を附記す。但し
時に異動あるべきを以て、正確詳細を期する者は、郵船會社に就て直接質問す
るを便とす。

航海日數(東廻線)

横濱	横須賀	小笠原二見	サイパン	トラツク	ボナベ	クサイ	ヤル
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着
第一日	第三日	五日	九日	十二日	十五日	二十日	二十七日
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日

ヤル	クサイ	ボナベ	トラツク	サイパン	二見	門司	横濱
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着
第一日	第三日	五日	六日	九日	十二日	十五日	十九日
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日

(西廻線)

横濱	横須賀	二見	サイパン	トラツク	ヤツク	バヲ	アンガウル
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着
第一日	第三日	五日	六日	九日	十二日	十五日	二十日
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日

アンガウル	バヲ	ヤツク	トラツク	サイパン	二見	門司	横濱
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着
第一日	第二日	第四日	第五日	第九日	第十四日	十七日	二十一日
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日

以上 船客運賃表
注意表中に甲板客とあるは、南洋群島間のみにして、主に島民に適用せられ、
食事寢具の供給なきものとす。

船客運賃表

									横須賀
								二見	六〇五
								サイパン	二三四 四四四 〇五九
								トラツタ	一三二 五四二九 〇〇〇
								ボナヘ	一三二 四〇五 〇〇〇
								クサイ	一三二 七九八 〇〇〇
								ヤルト	一三二 六九八 〇〇〇
								ヤツブ	一五七 八〇五 〇〇〇
								ハラオ	二五八 〇六四 〇〇〇
								アンガウル	二二二 三二二 〇〇〇

大正十年八月廿八日印刷
大正十年八月卅日發行

領内南洋誌
定價 金貳圓五拾錢

著者

島田昌三

右發行代表者

東京市麹町區八重洲町一丁目一番地
南洋協會

小原敏丸

印刷者

東京市芝區南佐久間町一丁目三番地
堀直江

江

印刷所

東京市芝區南佐久間町一丁目三番地
大國印刷株式會社



發行所
發賣所

南洋協會

東京市麹町區八重洲町一丁目一番地
東京堂、東海堂、北隆館、至誠堂

500

3

終